

# 資源回収奨励金制度（集団資源回収）の見直しについて

平成 26 年 9 月

環境都市部資源循環課

## 1. 資源回収奨励金制度（集団資源回収）とは

資源回収奨励金制度は、古紙、古繊維を資源物として燃やすごみと分別して回収し、リサイクルを進めるため、平成 5 年 6 月から、自治会・町内会、子ども会等の団体が集団回収して資源回収業者に引き渡した古紙、古繊維の回収量に応じ、市が奨励金を交付しているものです。

奨励金は、自治会・町内会、子ども会等の団体が資源回収活動を行うことへの奨励金として、回収量 1 k g あたり、新聞紙、雑誌、段ボール及びミックスペーパーは 2 円、飲料用紙パック及び布類は 1 円を団体に交付しています。市が団体に交付した奨励金は、用途を限定せず、団体が自由に使える活動資金として活用されています。平成 25 年度の交付額は、57 団体に 4,709,850 円、1 団体あたり平均約 82,000 円となっています。

また、奨励金は、回収団体に対してだけでなく、資源回収業者にも交付しています。古紙、古繊維、鉄くず、空きびんの 4 種類の資源物は、有価で取引される資源物として、古くから、民間の廃品回収業及びリサイクル業の経済活動によりリサイクルされる仕組みが生まれてきました。本市の制度では、資源回収業者が回収した紙・布類は、古紙問屋等のリサイクル業者に売却され、売却益は資源回収業者が得ています。しかし、経済市場での取引価格が低迷した場合に、売却益だけでは十分に資源回収業の経費等が賄えないことにより、民間のリサイクルの仕組みが破たんしてしまったのでは、資源物のリサイクルを進めるうえで損失となるため、資源回収業者への収集運搬経費の補てんとして、市が奨励金を交付する制度としています。奨励金の額は、回収量 1 k g あたり、新聞、雑誌及び段ボールは 1.5 円、ミックスペーパーは 3 円、飲料用紙パック及び布類は 2 円で、平成 25 年度の交付額は、7 業者に 4,389,190 円、1 業者あたり平均約 627,000 円となっています。

## 2. 見直しの必要性

資源回収奨励金制度は、平成 5 年の制度導入から 20 年以上経過し、その間、資源物の分別収集の種類を、あき缶、あきびん、ペットボトル、容器包装プラスチックと順次増やしてきたことにより、ごみと資源物を分別して排出することに対する市民意識は、20 年前と比較するとかなり浸透が図られてきていると言えます。また、自治会・町内会をはじめ、地域の皆さまには、紙・布類に限らず、資源物の分別排出やごみの出し方のルールの周知、浸透、ごみステーションの管理について、日々ご協力、ご尽力をいただいているところであり、現状においては、紙・布類に対してのみ奨励金を交付することにより分別を奨励する意義が薄れています。

また、本市においては、集団資源回収を実施している地域と、実施しておらず、市が資源回収業者に委託料を支払って行政回収している地域とがあり、地域間の不均衡が生じています。平成 25 年度の回収量の実績では、集団資源回収による回収量は約 2,443 ト

ン、行政回収による回収量は約 688 トンで、総回収量の約 2 割が行政回収となっています。

### 3. 見直しの内容

#### (1) 自治会・町内会、子ども会等の資源回収団体への奨励金を廃止します。

紙・布類に対してのみ奨励金を交付することにより分別を奨励する意義が薄れていることから、現行の紙・布類の回収に対する奨励金は廃止します。

現行の奨励金収入を地域のごみステーションのネットボックスの購入費用に充てて運用している自治会・町内会への配慮として、奨励金廃止後は、地域のごみステーション管理に必要なネットボックスは、当面、市の負担で購入し、無料で配付することを考えています。

ただし、市が購入し、無料配付するネットボックスは、コストを抑えるため、従来のものとは異なる金属製の仕様のもの 1 種類に限定し、一定量をまとめて発注、購入する考えです。無料配付にあたっては、物理的に市の仕様のネットボックスを設置できる場所であること、既存のネットボックスに代えて設置する場合にはその必要性（既存のネットボックスが老朽化、破損等により使用不可能となったことなど）が認められること、通常の耐用年数経過後でなければ再度の無料配布はしないこと等の条件を付することとなります。また、今後 3 年程度を目途に、新たな資源物の回収の仕組みの検討を進める考えであり、無料配布はそれまでの間の時限的な対応となる予定です。

#### (2) 集団資源回収の対象品目に、アルミ缶、スチール缶、家庭金物を加え、有価で比較的高く売却できるアルミ缶については、回収量に応じた買取金を資源回収業者が自治会・町内会、子ども会等の資源回収団体へ支払う仕組みとします。

古紙、古繊維、鉄くず、あきびんの 4 種類の資源物について、古くから成り立ってきた民間の資源回収業者によるリサイクルの仕組みを活用する観点から、集団資源回収の枠組みは残します。また、民間の資源回収業者によるリサイクルの仕組みをより有効に活用し、資源物のリサイクルを推進するため、資源回収業者が回収可能な 4 種類の資源物の一つである「鉄くず」として、アルミ缶、スチール缶、家庭金物を新たに集団資源回収の回収対象とします。

家庭金物とは、なべ、やかん、フライパンなど、大部分が金属でできた家庭生活で使用される金物類です。これら家庭金物は、本市では、現在、不燃物として市が収集、処理していますが、アルミ缶、スチール缶とともに民間の資源回収業者が回収し、リサイクルする仕組みとすることで、資源化を促進するとともに、市の収集、処理にかかるコストが削減できます。

アルミ缶については、もともと市民が所有する有価性の高い資源物であり、市場の取引価格の相場に変動があっても比較的高い水準で取引されることから、資源回収業者の売却益の一部を買取金として地域に還元する仕組みとするものです。買取金額の水準は市が示すこととしますが、当該地域を担当する資源回収業者の回収頻度や、回収する地域の地形等の条件により、市が示す金額より低くなる場合もあります。現在のところ、

市が示す買取金額の水準は、1kgあたり20円を想定しています。市場の取引価格の相場が大幅に変動した場合には、市が示す水準も変更する場合があります。

アルミ缶、スチール缶、家庭金物を集団資源回収の回収対象とすることにより、現在の紙・布類と同様に、当該自治会・町内会の区域内のごみステーションに出されたものは、全て集団資源回収による回収の対象とし、市による回収は行いません。したがって、アルミ缶については、当該自治会・町内会の区域内で出されたアルミ缶は、全て担当の資源回収業者が回収し、回収量に応じた買取金が当該自治会・町内会に支払われることとなります。平成25年度の市全体のアルミ缶の回収量は89,146kgで、1kgあたり20円の場合、買取金額の総額は1,782,920円で、市内全74自治会で平均すると、1自治会あたり約24,000円になります。なお、市内約24,000世帯で平均すると、1世帯あたりの年間排出量は約3.7kg、買取金額は約74円となります。

現行制度で、自治会・町内会以外の子ども会などの団体が集団資源回収を実施している地域については、自治会・町内会と区域を分けて併存することとするか、どちらかに一本化するなど、調整が必要となります。調整にあたっては、必要に応じて資源循環課が仲介に入ります。

### (3) 集団資源回収の枠組みを市内全域で実施します。

古紙、古繊維、鉄くず、あきびんの4種類の資源物について、古くから成り立ってきた民間の資源回収業者によるリサイクルの仕組みを活用する観点から、集団資源回収の枠組みは残します。そのうえで、地域間の不均衡是正のため、集団資源回収の枠組みを市内全域で実施することとし、市民が所有する有価性の高い資源物であるアルミ缶の売却益の一部が、市内の全地域に公平に還元される仕組みとします。

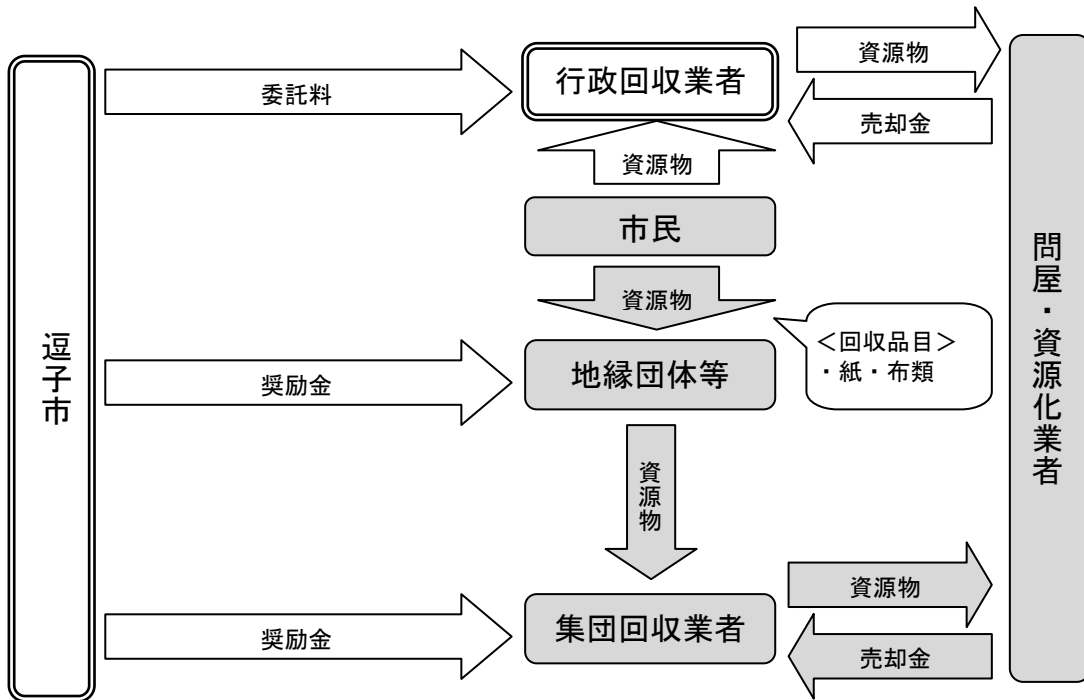
市内全域での実施にあたっては、自治会・町内会等の団体になるべく負担とならない制度の運用とします。現行制度の四半期ごとの市への回収量の報告は不要とし、市は資源回収業者からの報告により回収量を把握することとします。自治会・町内会等の団体として必要な作業は、担当する資源回収業者と回収の曜日、アルミ缶の買取金額の受取り方法（振込口座の指定）を決めることとなります。なお、資源物の分別排出やごみの出し方のルールへの周知、浸透、ごみステーションの管理については、これまでどおりご協力をいただきますようお願いします。また、アルミ缶の買取金の収入については、団体の決算書に記載し、総会等で報告するなど、適正に会計処理されるようお願いします。

市内全域での実施にあたり、自治会・町内会が未組織であり、集団資源回収の枠組みの受け皿となり得る地縁団体が無い地域については、市内全域をカバーする組織である各小学校区のPTAを受け皿としたいと考えています。

## 4. 施行日

制度見直し後の新たな集団資源回収の制度は、平成27年10月1日からの実施を予定しています。

(現行制度) 集団資源回収と行政の委託回収が混在



(見直し案) 全市集団資源回収実施

